ウ　代表者及び出資比率が第２位の構成員が専任補助者を配置する場合は、上記⑷アの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。
配置予定技術者の経験
・要件　ア　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
・代要件　ア　ＰＣ上部工新設工事
エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。
⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
３　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングすることがある。
ア　施工体制の評価について
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性
イ　工事全般の具体的な施工計画について
・工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画
ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について
・上部工（ＰＣ箱桁及びＲＣ桁）の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・下部工（深礎を含む）の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・改良盛土（地すべり対策を含む）の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
エ　社会的要請への対応に関する事項について
・第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策
⑵　総合評価の方法
ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。
イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。
ウ　加算点　加算点は、上記⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。なお、下記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。
エ　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。
⑷　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。
⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。
受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて、工事成績評定点を減ずる措置を行う。
４　入札手続等
⑴　担当建設局等　〒812―8622 福岡県福岡市博多区祇園町２番１号　シティ17ビル６階　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部　九州新幹線建設局　契約課　電話092―283―9604
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
ア　交付期間　平成27年１月30日（金）から平成27年３月23日（月）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで。
イ　交付場所　上記４⑴に同じ。
ウ　交付方法　無償で配布する。
⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所
ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は提出場所へ郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし上記１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。
イ　提出期間
㋐　郵送による提出期間　平成27年２月２日（月）から平成27年３月２日（月）までの休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。
㋑　持参による提出期間　平成27年２月２日（月）から平成27年３月２日（月）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。
ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。
⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所
ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、上記１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は郵送（配達証明郵便に限る。）又は持参すること。
イ　入札及び開札の日時、場所
㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成27年３月23日（月）午後１時まで。
㋑　持参の場合は、平成27年３月23日（月）午後１時までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局契約課に提出すること。